

横浜市保健医療協議会病床整備検討部会設置要綱

制定 令和3年9月10日 医医第909号（局長決裁）
最近改正 令和5年8月24日 医地第336号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、病院及び診療所の病床整備事前協議を進めるにあたり、専門の事項を協議するため横浜市保健医療協議会運営要綱（以下「運営要綱」という。）第7条第1項に基づく部会として設置する、横浜市保健医療協議会病床整備検討部会（以下「部会」という。）について、運営要綱に定めるものの他、部会の運営その他必要な事項について定めるものとする。

（担任事務）

第2条 部会は、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 横浜二次保健医療圏における病床の整備
- (2) その他必要な事項

（部会委員）

第3条 部会の委員は、横浜市保健医療協議会会長（以下、会長）が指名する者をもって組織する。

2 委員は、病床整備事前協議に関する検討終了をもって解嘱するものとする。

（部会委員の責務）

第4条 委員は、第2条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

2 委員は、部会を通じて知り得た情報を洩らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、横浜市又は部会が公表した情報については、この限りではない。

（部会長）

第5条 部会は、部会長を1人置き、会長が指名する。

2 部会長は部会を代表し、会務を掌理する。
3 部会の会議は、会長の指示に応じ、部会長が招集する。

（会議の公開）

第6条 部会の会議は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定に基づき、公開するものとする。ただし、同条ただし書に該当する場合は、部会長は、会議の一部又は全部の非公開を決定することができる。

2 前項の場合において、部会長は、必要があると認めるときは、出席委員の意見を聴くことができる。

(所管及び庶務)

第7条 部会は、医療局の所管とし、部会の庶務は、医療局地域医療部地域医療課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年9月10日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 令和2年度横浜市保健医療協議会病床整備検討部会設置要綱(令和2年8月31日)は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年8月28日から施行する。